

# 殺人事案における裁判員裁判の心証に関する研究

An psychological study about lay judge system of the murder.

北折 充隆<sup>1)</sup>

小嶋 理江<sup>2)</sup>

Mitsutaka KITAORI

Masae KOJIMA

## 【問題と目的】

2009年に日本で導入された裁判員裁判により、司法への市民参加が開始されることとなった(福本, 2015)。この制度は、裁判官が事実認定に加わることのない陪審員制度と異なり、裁判官と市民が評議をし、有罪・無罪の決定に加え、量刑判断も行う参審制の形態を取る(若林, 2016)。裁判員制度が始まった背景には、国民の司法参加により、市民が持つ日常感覚や常識を裁判に反映するとともに、司法への国民理解の増進と、その信頼の向上を図る目的があるとされている。

しかし、裁判員制度が導入されたことが、これまでとは別の問題を生じさせている点は見逃せない。例えば宮澤(2017)は、裁判員裁判に厳罰を一面的に主張する被害者が参加することによる影響を指摘している。その中で、犯罪被害者運動の要求をそのまま受け入れる民主主義観を、多様な観点が参加する熟議を要求しない、浅薄なものであると批判している。

もっとも厳罰化の流れは、2003年の犯罪対策閣僚会議における、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」の策定(首相官邸, 2003)が基となっている。裁判員制度開始以前より、刑法・刑事訴訟法の改正(2004年)

による罰則強化が行われたり、2007年における高裁・最高裁での死刑判決が過去80年間の中で最多となるなど(衆議院, 2008)、導入以前からの流れがより強まったと考えるべきである。裁判員制度が厳罰化の流れを作ったとはいえない点は、留意せねばなるまい。

もう一つ、凶悪犯罪の増加を厳罰化の流れを肯定する根拠とする主張もあるが、これも誤りである。例えば、実際には警察庁の平成19年度における殺人の認知件数は1199件であり、平成3年の1215件を下回り、戦後最低を記録している。この数は、例えば昭和33年の2683件と比べて半数以下であり、犯罪の増加に対処した、実情を反映させた厳罰化とはいえない(法務省法務総合研究所, 1960; 2008)。

それでも犯罪件数が増加していると認識され、厳罰化が進む背景には、マスメディアの犯罪報道の過熱化が大きいといわれる(板山, 2014)。すなわち、ワイドショーや週刊誌などのマスコミが事実解明だけでなく、凶悪犯罪や劇場型犯罪など、注目を集めやすいものを多く報道することで(小城, 2004)、実際の治安状況とは乖離した体感治安を悪化させていることが原因である。

一見、犯罪者を厳しく処罰することは、社会正義に照らし合わせても適切と考えられがちであるが、反面で仕事の解雇といった社会

<sup>1)</sup> 金城学院大学人間科学部

<sup>2)</sup> 金城学院大学非常勤講師

的制裁も増大し、個人の経済基盤を不安定化させる。そして、刑務所などの収容施設に今までよりも簡単に収監され、すぐに出られないといった構造的な問題を生み出し、必然的に長期受刑者の社会復帰が困難となる(岡部, 2012)。また、出所者を社会が受け入れないことで、税金による生活保護費の増大や看守の人件費負担など、結局は社会全体の損失につながってしまう(北折・小嶋, 2017)。しかし、本来必要はずの、こうした視点を踏まえた量刑判断が、現状行われているとは言い難く、法律の感情化といった問題が指摘されている(向井・三枝・小塩, 2017)。

北折らは、危険運転致死と自動車運転過失致死で判断が分かれるような仮想事案を作成し、検察側・弁護側の提示順序を操作する形で、ゲイン・ロス効果の影響に関する検討を行った。Aronson & Linder (1965) による、魅力度評定の実験に端を発するこの効果は、ただ褒めるよりも、初めに少し否定的な評価をして後で好意的な評価をした方が、相手に対する評価が高くなるというものである。これに基づけば、「いい人だね」というよりも「初めはちょっと怖いと思ったけど、話してみるといい人だね」といった方が、相手に魅力を感じる。逆に、ただけなすよりも、「初めはできる奴だと思ったけど、あいつはダメだ」というように、初めに褒めて後からけなす場合に、最も評価が低くなると考えられる。

ゲイン・ロス効果は対人評定に関する知見であるが、裁判員制度は9名(裁判官3名・裁判員6名)の合議であるため、もしも量刑判断に至るまでの心証にこれを拡大すれば、弁護側と検察側の情報提示の順番が、判決に影響を及ぼす可能性が出てくる。北折らの検討では、冒頭陳述のみ条件において、男女を問わず最も長い平均刑期を判決として出していたが、検察側と弁護側の提示順序による、

ゲイン・ロス効果による違いは見られなかった。

こうした結果が見られた一つの要因として、対象とした事案が交通犯罪であった点が、一つの可能性として考えられる。すなわち、危険運転致死傷罪にせよ自動車運転過失致死傷罪にせよ、被害者を死に至らしめたのは未必の故意、もしくは過失に基づいている。殺人や傷害などの、故意に人を死傷させた(運転殺人、運転傷害)ケースと同程度の行政処分が設定されているとはいえ、蓋然性に基づく犯行態様は、裁判員裁判において異なる量刑判断プロセスが行われている可能性もある。

従ってこのデータのみでは、例えば明確な殺意や故意に基づいた、殺人などの事案でも同じ結果が得られるのかは定かでない。そこで本研究は、明確な故意に基づいた事案において、量刑判断を下す上で影響する心理的要因を、ゲイン・ロス効果の影響も含め、多面的に明らかにする。

これまで裁判員制度に関する心理学的観点からの研究は、意思決定課題としての手法を用いた検討(村山・今里・三浦, 2012)、評議への満足度に関する検討(村山・三浦, 2015)、説得技法に着目した検討(Anderson, 2012 石崎・荒川・菅原訳 2014)、人間としての特性が及ぼす影響(荒川, 2014)など、2009年に制度が導入されて10年経過してないにも関わらず、様々な観点から検討されてきた。また、合議に影響する因子に関する検討では、Davis (1973) の社会意思決定図式に基づく、集団構成員が初めから持っていた意見や態度の影響や、公判前報道(PTP: Pre-Trial Publicity) が判断に及ぼす影響(Ruva & McEvoy, 2008) など、様々なものが検討されているし、国籍(中田・サトウ, 2014) や服装・身体的魅力(猪八重・深田・樋口・井邑, 2009) といった外見要因が、判断に影響

するといった知見もある。しかし、裁判の流れそのものを心理学的観点から検討を加えたものはほとんど存在しないのが現状である。

以上をふまえ、本研究ではまず、検察側と弁護側の提示順を操作し、量刑判断を下す上で影響する、ゲイン・ロス効果の影響について検討する。ただし、具体的な研究として、現実の裁判では、そうした進行の変更をすることは不可能である。そのため、実際の裁判の流れを模したシナリオを用意し、検察・弁護側の提示順序が、量刑判断に及ぼす影響について検討する。ゲイン・ロス効果に基づけば、対人印象が最も高かったのは、初め否定的に評価したにもかかわらず、徐々に好意的に評価が変わっていったパターンであった。通常の裁判の流れは、人定質問の後に検察側の冒頭陳述が行われ、次に罪状認否が行われる。その後は、検察と弁護側の尋問が行われ、結審後に検察側の論告求刑、最後に弁護側の最終弁論が行われ、判決が下される。基本的に、検察側は被告に否定的であり、弁護側が肯定的であるため、裁判自体が初めに否定的な情報提示を行い、その後肯定的な情報が提示される流れになる。つまり、ゲイン・ロス効果に基づけば、この提示順は被告に対する評価が最も高くなる。こうした提示順が裁判官の心証に影響し、被告への好意的な評価につながった結果、軽い判決がこれまで出ていた可能性は否定できない。裁判の進行は、法の正義や法律学の観点から、正当な判断を下す手順として議論し尽くされ、確立されてきたと考えられる。しかし、その心理学的な要因にまで考慮されているとは言い難い。

あわせて本研究では、個人の持っている信念や意識が、量刑判断にどう影響するのかについても検討する。合議を行う場合、異質性の有無は大きな影響因子になる。社会心理学において、成因の異質性が高いことは集団が

強くなる条件の一つとされているが、一方で誤解や葛藤を生じさせることにもなる（杉森, 2002）。杉森は異質性を、裁判員と裁判官の専門知識の差と定義しているが、例えば厳罰志向である人と寛容な判決を望む裁判員が一つの結論を出そうとすれば、大きな葛藤となる。本研究では、犯罪に対する個人の態度と量刑判断の関係を明らかにし、どういった態度が判断に影響するのかを明らかにする。

## 【方法】

**調査時期** 2017年12月に実施した。

**調査対象** 本調査は全て、Web調査会社に委託することにより実施された。調査回答者は、全国からランダムに抽出された、20代～60代の男女各100名の、合計200名である。

**シナリオの提示** 調査では、一定時間経過後でないと次の画面に進めない形で、事件の概要に関するシナリオが画面に表示された。はじめは裁判の流れに準じる形で、人定質問・冒頭陳述が提示された。その後、各被験者を①冒頭陳述のみで判決を下す。②検察の陳述のみで判決を下す。③弁護側の弁論だけで判決を下す。④弁護側の弁論後、検察側の陳述を行う。⑤検察側の陳述を行った後、弁護側の弁論を行うという、5つの提示パターンを作成した。その上で、各条件男女20名ずつ40名を無作為に配置し、提示を見た後で回答を求めた。なお、検察の求刑は、上記の内3条件において懲役10年となっている。調査素材は裁判例として、義父が虐待をした結果母親の連れ子を死亡させ、遺体を遺棄したという仮想事案のシナリオを作成した。これは、2011年に発生した実際の事件で、一審傷害致死、二審で殺人罪が適用された実際の事案を元に、個人名や細かい設定を変更した。この裁判でも、求刑は懲役10年となっており、こうした背景・操作により、概ね実態に則した

模擬裁判事例であると推定される。

**分析に用いた変数** 独立変数として、5つの裁判の流れ操作（5条件）および、個人の持つ態度・信念に関する項目（E<sub>x</sub>：自分は事故に巻き込まれることはないなど10項目、および裁判員として裁判に参加したことがあるかについて、“はい・いいえ”のいずれかに回答を求めた。従属変数としては、「被告人を懲役何年に処するのが適当と考えますか？」に回答を求めた。

このほか、裁判の流れとして検察側は殺人罪で起訴しているものの、実際の事案において、殺意に基づく暴行でないとして、殺人と傷害致死で罪名判断が分かれることが多い。このため罪名判断として、「この事件について、検察側は被告人に対し、“殺人罪で懲役10年”を求刑しています（この求刑よりも軽い判決も、重い判決も可能です）。あなたが裁判員になったとして、この被告人は殺人と傷害致死罪の、どちらを適用するのが妥当だと判断しますか？」と提示し、殺人罪・傷害致死罪のいずれかを選択してもらった。

## 【結果】

**ゲイン・ロス効果の検討** 量刑判断としての、「懲役何年が妥当だと判断しますか？」および裁判の印象に関する30項目を従属変数とした。その上で、裁判の流れに関する5条件を独立変数とした、一要因分散分析を行った（Table1）。その結果、「検察の求刑は妥当であった（ $F(4,195) = 2.44, p < .05$ ）」「この裁判は妥当な流れで行われた（ $F(4,195) = 2.93, p < .05$ ）」「誰でも起こしうる事件だと思う（ $F(4,195) = 2.04, p < .10$ ）」「争点がはっきりしている裁判だった（ $F(4,195) = 2.40, p < .10$ ）」「検察側の冒頭陳述は妥当であった（ $F(4,195) = 2.29, p < .10$ ）」「公平な裁判であったと思う（ $F(4,195) = 3.69, p < .01$ ）」「殺人罪

での起訴は妥当であった（ $F(4,195) = 2.71, p < .05$ ）」について、有意差及び有意傾向が見られた。

細かく各項目を見ていくと、「検察の求刑は妥当であった」については、弁護→求刑の順に提示された場合、最も平均値が高かったのに対し、求刑→弁護であった場合、最も低かった。なお、弁護のみ条件においても妥当性評価に回答があったのは、冒頭陳述が検察によって行われていることに起因しており、いわば冒頭陳述の妥当性を評価していることによる。

「この裁判は妥当な流れで行われた」について、もっとも高い平均値を示したのが、弁護→求刑条件であり、弁護のみ条件が最も低かった。正規の裁判の流れは求刑→弁護となっているが、平均値は弁護のみ条件とあまり変わらなかった。

「誰でも起こしうる事件だと思う」については、弁護→求刑条件で最も高く、冒頭陳述のみ条件で低かった。「争点がはっきりしている裁判だった」、「検察側の冒頭陳述は妥当であった」および「公平な裁判であったと思う」についても、最も高い数値を示したのは弁護→求刑条件であり、求刑→弁護でもっとも低かった。これらはゲイン・ロス効果とは逆の結果であり、通常裁判の流れとは真逆の提示において、最も公平であると評価されていた。

「殺人罪での起訴は妥当であった」は、冒頭陳述のみ条件でもっとも高く、求刑→弁護条件で最も低く、次に弁護のみ条件が低かった。弁護を行うことの意味は、一応確認できたといえよう。

**罪名判断の集計結果** 各提示5条件40名ずつそれぞれについて、被告人を殺人と傷害致死罪の、どちらで裁くのが妥当と思うかについて、 $\chi^2$ 検定を行った（Table2）ところ、有

Table1 裁判の流れに関する5条件別に見た平均値と標準偏差

	冒頭陳述のみ	求刑 ↓ 弁護	弁護 ↓ 求刑	求刑のみ	弁護のみ	F
科した懲役（年）	19.38 (20.51)	19.30 (20.43)	12.80 (6.39)	18.88 (20.34)	18.60 (19.70)	.94
自分の科した懲役で済ますのが許せないほど痛ましい	4.30 (0.79)	3.93 (0.97)	3.98 (1.00)	4.13 (0.85)	3.90 (1.01)	1.30
検察の求刑は妥当であった	3.20 (1.14)	2.90 (1.32)	3.70 (1.16)	3.38 (1.23)	3.15 (1.14)	2.44 *
傷害致死罪で起訴すべき事件だったと思う	1.88 (1.11)	1.88 (1.09)	2.10 (1.35)	1.90 (1.08)	2.10 (1.22)	.41
本音は、下した判決よりも重い刑を科したい	4.13 (0.99)	3.80 (1.22)	4.03 (0.97)	4.18 (0.90)	3.78 (1.03)	1.28
この裁判は妥当な流れで行われた	3.45 (0.81)	3.08 (1.14)	3.65 (0.89)	3.35 (1.00)	3.03 (0.95)	2.93 *
被告人は、根っからの悪人だと思う	3.63 (1.08)	3.10 (1.15)	3.35 (0.98)	3.58 (0.98)	3.50 (1.11)	1.59
誰でも起こしうる事件だと思う	2.13 (0.94)	2.23 (1.00)	2.63 (1.03)	2.35 (0.92)	2.60 (1.03)	2.04 †
被告人の行為に、強い悪意を感じる	4.03 (1.00)	3.78 (1.23)	4.08 (0.86)	4.10 (0.93)	3.88 (1.04)	.75
自分の科した懲役で、正義は守られると思う	2.70 (0.94)	2.68 (0.89)	2.80 (1.14)	2.90 (0.93)	2.95 (1.24)	.54
適切な判決を出しやすい裁判だと思う	3.05 (1.06)	2.75 (0.95)	3.13 (1.07)	3.05 (0.88)	3.13 (1.07)	.95
量刑判断にかなり迷った	2.43 (0.98)	2.38 (0.95)	2.80 (1.26)	2.63 (0.95)	2.63 (1.17)	1.03
争点をはっきりしている裁判だった	3.70 (0.69)	3.20 (1.07)	3.80 (0.85)	3.55 (0.96)	3.63 (1.05)	2.40 †
社会一般の人であれば、自分よりも重い刑罰を科すと思う	3.60 (0.81)	3.50 (1.06)	3.85 (0.80)	3.73 (0.88)	3.53 (0.91)	1.07
検察側の冒頭陳述は妥当であった	3.53 (0.75)	3.13 (0.99)	3.68 (1.00)	3.53 (0.72)	3.43 (0.78)	2.29 †
公平な裁判であったと思う	3.23 (0.86)	2.85 (1.03)	3.60 (1.03)	3.18 (0.93)	3.45 (0.85)	3.69 **
弁護側の弁論は、被告人の弁護として妥当であった	-	2.55 (0.85)	2.60 (0.81)	-	2.83 (1.01)	1.08
虐待を止めなかった母親こそ一番の責任がある	3.28 (1.04)	3.25 (1.08)	3.25 (1.01)	3.43 (1.11)	3.25 (0.98)	.21
自分も同じことをやってしまうかも知れない	1.88 (0.94)	1.60 (0.90)	1.95 (0.93)	1.80 (0.76)	2.00 (1.04)	1.16
自分の身近にいる家族や友人たちは、自分の判断よりも重い刑罰を科すべきだと考えますと思う	3.33 (0.92)	3.18 (1.13)	3.23 (0.95)	3.43 (0.90)	3.18 (0.84)	.52
殺人罪での起訴は妥当であった	4.38 (0.77)	3.73 (1.20)	4.13 (0.82)	4.03 (0.97)	3.85 (1.00)	2.71 *
どこにでもあるような事件だと思う	2.80 (0.97)	2.85 (0.95)	2.83 (1.03)	2.75 (0.98)	2.85 (1.05)	.07
求刑よりも重い刑罰を科すべきだと思う	4.08 (0.86)	3.63 (1.19)	3.70 (1.09)	3.93 (1.00)	3.68 (1.07)	1.34
そもそも母親のFが一番悪い	2.93 (0.86)	2.83 (1.06)	2.65 (1.00)	2.95 (0.93)	2.78 (1.00)	.62
社会一般の人たちは、自分の判断よりも重い刑罰を科すべきだと考えますと思う	3.48 (0.88)	3.28 (1.11)	3.38 (1.00)	3.58 (0.93)	3.23 (0.80)	.91
子供のしつけを少し逸脱しただけであり、重大な事件ではない	1.48 (0.78)	1.68 (1.02)	1.78 (1.07)	1.50 (0.75)	1.90 (1.13)	1.41
強い非難に値する犯罪だと思う	4.33 (0.80)	4.00 (1.18)	4.13 (1.04)	4.10 (1.08)	3.85 (1.08)	1.12
悪質な犯罪だと思う	4.40 (0.74)	3.98 (1.17)	4.18 (0.96)	4.20 (0.94)	3.98 (1.00)	1.35
Cちゃんにも、いうことを聞かないなど問題があったと思う	1.48 (0.78)	1.58 (0.84)	1.63 (0.84)	1.70 (0.85)	1.70 (0.91)	.50
起こるべくして起きた事件だと思う	2.70 (1.24)	2.58 (1.01)	2.90 (0.98)	2.78 (1.03)	2.88 (1.20)	.59
自分の身近にいる家族や友人であったなら、自分よりも重い刑罰を科すと思う	3.55 (1.01)	3.25 (1.19)	3.55 (1.06)	3.53 (0.82)	3.43 (0.71)	.69

※ ( ) 内は標準偏差

\*\*  $p < .01$ , \*  $p < .05$ , †  $p < .10$

意差は見られなかった ( $\chi^2(5) = 5.00, n.s.$ )。ただし本来は、3つのセルにおいて5以下の数値が含まれており、Fisher's Exact Testにて、直接確率を求めるべきである。これはTableを見る限り、傷害致死罪に該当すると判断した回答者が極めて少なく、全体の1割程度に満たなかったことが原因である。条件間の差も有意水準ではないが、冒頭陳述のみ条件において、傷害致死と判断したのはわずかに1名のみであった。

**態度や信念が量刑判断に及ぼす影響** ここでは個人の態度や考え方(二値データ)を独立変数、平均懲役年数を従属変数として、対応のないt検定を実施した(Table3)。その中で有意差があったのは、「自分は犯罪に巻き

込まれることはない ( $t(196.51) = -1.98, p < .05$ )」「死刑制度に賛成である ( $t(198) = 1.80, p < .10$ )」「世の中には矯正不可能な人間もいると思う ( $t(77.87) = 4.99, p < .001$ )」「私は性善説(人は基本的に善であるとする)を支持する ( $t(98.54) = -2.16, p < .05$ )」「私は性悪説(人は基本的に悪であるとする)を支持する ( $t(66.93) = 2.18, p < .05$ )」であった。

整理すると、「自分は犯罪に巻き込まれることはない」「私は性善説(人は基本的に善であるとする)を支持する」については、「いいえ」と回答している群において、平均懲役年数が長くなる傾向が見られた。「死刑制度に賛成である」「世の中には矯正不可能な人間もいると思う」「私は性悪説(人は基本的

Table2 殺人・傷害致死罪名別の集計結果

	冒頭陳述のみ	求刑 ↓ 弁護	弁護 ↓ 求刑	求刑のみ	弁護のみ	$\chi^2$
殺人と判断	39	34	35	37	34	5.00
傷害致死と判断	1	6	5	3	6	

※数値は人数

Table3 態度別に見た懲役年数の平均値と標準偏差

	はい	いいえ	t
自分は事故に巻き込まれることはない	15.10 (11.75)	18.74 (20.08)	-1.57
自分は犯罪に巻き込まれることはない	14.78 (10.70)	19.21 (20.86)	-1.98 *
自分は事故を起こすことはない	16.52 (16.32)	18.34 (19.15)	-.64
自分は犯罪を犯すことはない	17.57 (16.47)	18.07 (20.50)	-.19
死刑制度に賛成である	19.08 (19.49)	13.60 (13.20)	1.80 †
裁判員として裁判に参加したことがある	9.40 (5.04)	18.23 (18.67)	-1.49
世の中には矯正不可能な人間もいると思う	18.57 (18.92)	9.41 (4.90)	4.99 ***
犯罪を犯しても、捕まる確率は実は低いと思う	19.87 (23.24)	16.88 (15.71)	.92
日本の社会は平和だと思う	16.38 (15.82)	20.80 (22.61)	-1.41
私は性善説(人は基本的に善であるとする)を支持する	15.51 (14.86)	22.12 (23.06)	-2.16 *
私は性悪説(人は基本的に悪であるとする)を支持する	23.57 (26.17)	15.54 (13.63)	2.18 *

※ ( ) 内は標準偏差

\*\*\*  $p < .001$ , \*  $p < .05$ , †  $p < .10$

に悪であるとする)を支持する」については、「はい」と回答している群において、平均懲役年数が長くなる傾向が見られた。これらを総合すると、基本的な人に対する信頼感が、懲役年数を大きく規定しているといえる。

### 【考察】

それぞれの分析結果から得られた知見を元に、以下に考察を行う。

まず、Table1にまとめたゲイン・ロス効果に関する検討結果から、ゲイン・ロス効果の影響は一応認められたといえる。これは、量刑判断の指標となる平均懲役年数に差は見られなかったものの、心証に関連する項目において、いくつか有意差が見られたことによる。北折・小嶋（2017）と異なり、過失犯でない罪状である場合、少なくとも提示順が心証に及ぼす影響は確認できたといえよう。

細かく見ていくと、「検察の求刑は妥当であった」について、弁護→求刑の順に提示された場合に最も平均値が高かったのに対し、求刑→弁護であった場合で最も低かった。弁護のみを行うよりも求刑の妥当性評価が低かったことをふまえると、ゲイン・ロス効果と同じような結果といえる。そして、「この裁判は妥当な流れで行われた」において、もっとも高い平均値を示したのが、弁護→求刑条件であり、弁護のみ条件が最も低かった点も含めると、一般的な市民感情がかなり厳罰志向であることが窺える。なお、正規の裁判の流れである求刑→弁護と、弁護のみ条件で平均値はほとんど変わらないため、初めに求刑を行うことの妥当性が評価されていない点は、一考に値する。

また、「誰でも起こしうる事件だと思う」については、冒頭陳述のみ条件で最も低かった。この結果を見る限り、検察側・弁護側の法廷での証言は、背後関係や事件の動機など

を明らかにする点で、効果があることを実証できたといえ、裁判での証言が大きな意義があることを示すものであろう。

「争点があはつきりしている裁判だった」、「検察側の冒頭陳述は妥当であった」および「公平な裁判であったと思う」について、ゲイン・ロス効果のみならず、通常裁判とは真逆の流れにおいて、最も公平であると評価されていた。すなわち、最も高い数値を示したのは弁護→求刑条件であり、求刑→弁護でもっとも低かった点は興味深い。もちろん、裁判は長い歴史の中でどのように進めるべきか、法学の観点から検討されてきており、本研究の知見がこれを否定することにはならない。しかし、心理学的観点からみると、こうした提示順が心証に影響することは確かに実証されたといえる。

ここまでの結果を総合すると、厳罰を志向した評価を行っていることが明らかになったが、これはあくまで市民感情の反映である。量刑判断に市民感情を反映させることの是非は、予防刑か応報刑かといった議論（生田, 2005）も含め、さらに検討していく必要がある。

次に罪名判断の集計結果について、有意差が見られなかったものの、傷害致死と判断した回答者は、全体のほぼ1割以下となった。実際の判例において、虐待して子供を死亡させた事案は、行き過ぎたしつけの結果であるとか、殺意がなかったとして、殺人罪が適用されないことも多い。裁判においてこうした証言を行った場合、被害児童を死に至らしめたことは、加害者の意図や性格に起因したものでなく、行き過ぎたしつけの結果として帰属され（Weiner, 1995）、責任が減じられることとなる。厳罰化は、刑罰が犯罪を減らす3つの効果である抑止・隔離・更生の内、抑止・隔離を強化するものである（津富,

2002)。殺人罪を適用するべきという判断が圧倒的多数であった背景には、加害者を更生させて社会復帰をさせることよりも、自身の社会生活の範囲からこれを隔離することで、害が及ぶ確率を下げたいという志向性を反映していると考えられる。厳罰化の是非はさておき、実際の運用において起訴する罪状が分かれるようなケースでも、これだけの偏りが生じたことは、市民感覚が反映されていない現状が示されたといえよう。

最後に、個人の態度や意識と量刑判断との関連については、興味深い様々な知見が得られた。「私は性善説（人は基本的に善であるとする）を支持する」について、“いいえ”と回答している群において平均懲役年数が長くなる傾向が見られ、「私は性悪説（人は基本的に悪であるとする）を支持する」については、“はい”と回答している群において、平均懲役年数が長くなる傾向が見られた。このことから、基本的な他者への信頼感が、与える罰則の強さを強く規定していることがうかがえる。特に性悪説においては、「温情主義では国が治まらない」という考えが法治主義の根底にあり（童門, 2012）、信賞必罰を強く反映しているといえよう。

「自分は犯罪に巻き込まれることはない」については、これを肯定している群において懲役年数が短かった。このことから、犯罪に対する不安（小野寺・桐生, 2003；小野寺・桐生・樋村・三本・渡邊, 2002）が、厳罰志向を規定していると考えられる。換言すれば、犯罪を身近なものとして認識しない、他人事であるという認知は、被告への量刑判断が甘くなることを意味する。

ただ、犯罪不安と厳罰化欲求との間の関連性を否定した知見も多い（e.g., Rankin, 1979；Tyler & Weber, 1982）。そうした事実も含め、これを当事者意識を持たないことで、

客観的な判断を行っていると考えるか、被害者感情を無視した無責任な判断とみなすかについては、今後のさらなる考察が必要であろう。なお、「自分は事故に巻き込まれることはない」については、懲役年数に有意差は見られなかった。

「死刑制度に賛成である」「世の中には矯正不可能な人間もいると思う」については、“はい”と回答している群において、平均懲役年数が長くなる傾向が見られた。厳罰志向と実際の刑期が連動しており、知見自体が興味深い結果というわけではないが、留意せねばならないのは、その人数比率である。すなわちそれぞれ200名中、死刑制度に賛成であると回答したのは154名（反対46名）、世の中に矯正不可能な人もいると考えている人が185名（反対15名）に上っていたことである。民主主義的な発想で捉えれば、圧倒的多数が厳罰志向していると結論できる。この結果を見る限りでは、多数派とされる市民感情は厳罰志向であり、応報的な量刑が求められているといえよう。

最後に、本研究で明らかになった問題点、明らかにできなかった問題点も多い。まず、下した平均懲役年数が、全体的に非常に大きな標準偏差であった点である。Table1を見ると、最短は弁護→求刑条件（12.80（6.39））で、最長は冒頭陳述のみ条件（19.38（20.51））であった。通常であれば、有意水準を満たすような平均値の差であるにもかかわらず、有意差が見られなかったのは標準偏差が大きかった事による。すなわち、個人による量刑判断のばらつきが非常に大きく、判断が分かっていたことを意味する。データを見ると、日本の法律運用では判決として下すことができないが、懲役を99年と回答していたケースも、少なからず存在していた。海外ではこうした量刑を科すことが可能である国もあり、日本



の量刑のあり方を考えるべきなのかも知れない。

また、実際の裁判運用において、事案の背景・犯行態様は様々である。例えば本研究で用いた仮想事案では、被告に犯罪歴はなく、初犯という形で提示を行った。しかし、再犯であることは裁判員裁判において、「反省をしていない」と言う形で、心証に悪影響を及ぼす点は疑いない（森, 2017）。今後はこうした要因を一つ一つ整理し、どのような裁判のあり方が正しいのか、市民感情として、なぜ応報に基づく厳罰化が望ましいと一般に考えられているのかなど、心理学の観点からさらなる議論を深めていく必要がある。

#### 【引用文献】

- Aronson, E., & Linder, D. (1965). Gain and loss of esteem as determinants of interpersonal attractiveness. *Journal of Experimental Social Psychology*, **1**, 156-171.
- Anderson, C. B. (2012). *Inside Jurors' Minds: The Hierarchy of Juror Decision-Making*. LexisNexis/National Institute for Trial Advocacy. (アンダーソン, C. B. 石崎千景・荒川歩・菅原郁夫(訳) (2014). 裁判員への説得技法 - 法廷で人の心を動かす心理学 - 北大路書房
- Davis, J. H. (1973). Group decision and social interaction: A theory of social decision schemes. *Psychological Review*, **80**, 97-125.
- 童門冬二 (2012). 韓非子に学ぶ - 本音で生きる知恵 - じっぴコンパクト新書
- 福本純一 (2015). 死刑制度に対する大学生の態度 関西学院大学社会学部紀要 **120**, 27-32.
- 法務省法務総合研究所 (1960). 犯罪白書(昭和35年版) 大蔵省印刷局
- 法務省法務総合研究所 (2008). 犯罪白書(平成20年版) 太平印刷社
- 猪八重涼子・深田博己・樋口匡貴・井邑智哉 (2009). 被告人の身体的魅力が裁判員の判断に及ぼす影響 広島大学心理学研究, **9**, 247-263.
- 生田勝義 (2005). 刑罰の一般的抑止力と刑法理論 - 批判的一考察 - 立命館法學 **2・3**, 718-738.
- 板山昂 (2014). 裁判員裁判における量刑判断に関する心理学的研究 - 量刑の決定者と評価者の視点からの総合的考察 - 風間書房
- 北折充隆・小嶋理江 (2017). 裁判員裁判におけるゲイン-ロス効果に関する研究 金城学院論集 **14**, 13-21.
- 小城英子 (2004). 「劇場型犯罪」とマス・コミュニケーション ナカニシヤ出版
- 宮澤節生 (2017). 日本における刑事ポピュリズムをめぐる国際的議論と現状評価 青山法務研究論集 **13**, 55-71.
- 森丈弓 (2017). 犯罪心理学 - 再犯防止とリスクアセスメントの科学 - ナカニシヤ出版
- 向井智哉・三枝高大・小塩真司 (2017). 厳罰傾向と“不合理な”思考 法と心理, **17**, 1-9.
- 村山綾・今里詩・三浦麻子 (2012). 評議における法専門家の意見が非専門家の判断に及ぼす影響 - 判断の変化および確信度に注目して - 法と心理 **12**, 35-44.
- 村山綾・三浦麻子 (2015). 裁判員は何を参照し、何によって満足するのか: 専門家-非専門家による評議コミュニケーション 法と心理 **15**, 90-99.
- 中田友貴・サトウタツヤ (2014). 被告人の国籍が裁判員の量刑判断に与える影響 - 事件の種類から - 立命館人間科学研究, **30**, 45-63.
- 小野寺理江・桐生正幸 (2003). 空間情報が犯罪不安に及ぼす影響, 犯罪心理学研究 **41**, 53-62.
- 小野寺理江・桐生正幸・樋村恭一・三本照美・渡邊和美 (2002). 犯罪不安喚起の諸要因を検討する実験室研究のアプローチ, 犯罪心理学研究 **40**, 1-12.
- Rankin, J. H. (1979). Changing Attitudes Toward Capital Punishment. *Social Forces*, **58**, 194-211.
- Ruva, C.L., & McEvoy, C. (2008). Negative and positive pretrial publicity affect juror memory and decision making. *Journal of Experimental Psychology*, **14**, 226-235.
- 杉森伸吉 (2002). 裁判員制における市民-専門家の異質性の融和: 社会心理学的考察 法と心理 **2**, 30-40.
- 首相官邸 (2003). 犯罪に強い社会の実現のための行動計画 - 「世界一安全な国, 日本」の復活

- を目指して－ Retrieved from <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/031218keikaku.html>  
(2018年1月13日)
- 衆議院 (2008). 死刑制度に関する資料 衆議院  
調査局法務調査室
- 津富宏 (2002). 厳罰化の時代に 国際関係・比  
較文化研究 **1**, 13-39.
- Tyler, T. R., & Weber, R. (1982). Support for the  
death penalty : Instrumental response to crime, or  
symbolic Attitude? *Law and Society Review*, **17**,  
21-45.
- 若林宏輔 (2016). 法心理学への応用社会心理学  
アプローチ ナカニシヤ出版
- Weiner, B. (1995). *Judgments of Responsibility : A  
Foundation for a Theory of Social Conduct*. New  
York : Guilford Press.